

# ○河川法施行令の一部を改正する政令の施行について

平成六・七・八 建設省河政発四四  
各地方建設局長  
北海道開発局長  
北陸道開発局長  
沖縄総合事務局長  
あて 河川局長連達  
各都道府県知事

河川法施行令の一部を改正する政令（平成六年政令第二十八号）及び河川法施行規則の一部を改正する省令（平成六年建設省令第二十一号）が平成六年七月八日に公布されたところである。今回の政令改正は、指定区間内の一級河川及び二級河川の整備の推進を図るためこれらの河川につき市長が河川管理者に代わって施行することができる河川工事に係る区域を広げるとともに、河川に関する規制をより合理的なものとするため河川区域内における土地の掘削等の行為で河川管理者の許可を要しないものとして取水施設の取水口における土砂等の排除等を追加したものである。貴職におかれては、河川管理の適正な執行になお一層努めるとともに、市町村長による河川工事等の制度について、その改正の趣旨に従い、適正な運用が図られるよう、下記の事項に留意し、適正

でないようにされたい。  
なお、関係事項を責管下市町村に周知方取り図らわれない。

### 一 市長が施行することができる河川工事に係る区域の拡大について

#### 1 改正の基本的な考え方等

今回の改正は、周辺のまちづくりと一体となつたきめ細かい河川改修に対する要請の増加等に対応するため、河川法（昭和三十九年法律第六十七号。以下「法」という。）第十六条の二及び河川法施行令（昭和四十年政令第十四号。以下「令」という。）第十四条の二第六号ただし書に基づき市長が行うことができる工事に係る区域を拡大するものである。法第十六条の二に係る基本的考え方や制度運用の基本方針を変更するものではないこと。

2 令第十條の二第六号ただし書に基づき市長が行うことができる河川工事に係る区域について

今回の改正により、その人口が五万以上の市であつて、その区域の全部又は一部が次の①から⑤までのいずれかに該当するもの又は市街化区域等がその区域の相当部分におちむお二分の一以上）を占めるもの長であつては、その施行の場所より上流の流域面積がおおむね三〇平方キロメートルを超えない河川

工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要のある河川工事を実施することができるものであること（法第十六条の二、令第十條の二第六号ただし書及び河川法施行規則（昭和四十年建設省令（以下「規則」という。）第七号）第七條の四から第七條の六まで）。

- ① 首都圏整備法（昭和三十年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地、同条第四項に規定する近郊整備地帯及び同条第五項に規定する都市開発区域
- ② 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域、同条第四項に規定する近郊整備区域及び同条第五項に規定する都市開発区域
- ③ 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域及び同条第四項に規定する都市開発区域
- ④ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第四条第一項の規定により指定された地方拠点都市地域
- ⑤ 特別区、道府県所在の市又は地方自治体（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域並びにこれと隣接し、かつ、自然的

### 社会的及び経済的に密接な関連のある地域

二 河川区域内における土地の掘削等の行為で河川管理者の許可を要しない軽易な行為の追加について

#### 1 改正の趣旨について

今回の改正は、適法に設置された取水施設又は排水施設の通常の維持管理として行う行為で治水上又は利水上影響が少ないと認められる土砂等の排除及び竹木の現に有する治水上又は利水上の機能を確保する必要があると認められる区域として河川管理者が指定した区域以外の土地における竹木の伐採を、それそれ許可を要しない軽易な行為とするものであり、いずれもこれらの行為に係る河川に関する規制をより合理的なものとするため行ったものであること。

2 取水口又は排水口の付近に積もつた土砂等の排除について

(1) 「機能を維持するため」とは、取水施設又は排水施設の有する河川から流水を取水する機能又は河川へ水を排出する機能について、これらの施設が設置された時点において有していた機能に回復されたためという意味であり、その回復に必要な範囲で行われるもののみを軽易な行為とすることを意図したものであること。  
(2) 「取水口又は排水口の付近」とは、取水

口又は排水口の設置の態様やその河川の状況により異なるものの、取水口又は排水口の前面及びその周辺で、具体的には、通常取水口又は排水口を設置する際に当該取水口又は排水口の前面において河床を保護するために設けられる護床工の施されている箇所及びその周辺程度をいうものであること。また、取水口又は排水口の前面に護床工が施されていない場合においても、護床工が施されている場合と同様の範囲を想定して「付近」の範囲とされたいこと。

(3) この政令の公布後新たに河川区域内に取水施設又は排水施設の新築等を行うため法第二十六条第一項等の規定に基づき許可申請等を行った者に対しては、各河川管理者は、「機能を維持するため」行う土砂等の排除の意図する範囲及び当該取水施設又は排水施設の「取水口又は排水口の付近」の範囲について、許可を行う際に明らかにしておく必要があること。

(4) 取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除行為が、今回政令で定めた範囲や規模を超えて行われる場合には治水上の支障を生ずるおそれがあることから、政令で定めた軽易な行為の範囲内で行われているかなどについて通常の巡視活動において確認するなど、適正な河川管理を実施されたこと。

(5) 今回の改正により許可を要しないこととされた取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除について、今回当該行為を法第二十七条第一項の許可を要しない軽易な行為とした趣旨にかんがみ、当該行為を河川の維持として行う場合についても、令第十二条の「軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持」に該当する行為として、法第二十條の承認を要しない軽易な維持行為として取り扱うこと。

3 竹木の伐採について

(1) 河川区域内における竹木の伐採については、これまで、その治水上又は利水上の影響が明らかでなかったことから原則として許可に係らずに、個別具体的に判断してきた。しかしながら、竹木の存在が流水の流下を阻害するなど一般的には治水上の悪影響を与える場合が多いことからその伐採について原則許可を要しないこととし、他方、竹木の分布の状況や竹木の存在が治水上又は利水上の機能を果たしている場合には、当該区域に限り、従来どおり許可に係らしめることとしたものである。

したがって、許可を要する区域の指定に当たっては、竹木の分布の状況や被災状況、竹木の存する河川の地形、地質等からみて、竹木が治水上又は利水上の機能を有している

場合に限り、そのような竹木の存する区域を指定すること。

なお、竹木の存する治水上又は利水上の具体的機能及び当該機能を有する竹木群の存する区域の選定の基準、選定するための手順等詳細については、別途通知することとしていること。

(2) 令第十五条の四の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとされているが、このように公布から施行までに三月の期間を置いた趣旨は、竹木の伐採につき許可を要する区域の指定に当たって、その準備を進めるため必要と考えられる期間を設けたものである。各河川管理者においては、この趣旨にかんがみ、施行日までの間に当該区域を公示できるような必要な準備等を完了させるほか、許可を要する区域として指定を予定している土地の区域については、その区域の存在及びおおよその範囲について、公示以前においても広く関係住民に周知するよう努めること。

(3) 許可を要する区域の指定の方法については、改正後の省令第十七条第二項より河川区域の指定の方法に準じて行うこととされたが、その具体的な指定方法については、別途通知する方法に準拠されたいこと。

(4) なお、改正前の令第十五条の四第一項第

二号に基づき竹木の伐採を軽易な行為として指定している都道府県知事は、政令の施行日に併せて許可を要する区域を指定することが規制の強化になる場合があることを踏まえ、指定に当たっては適切な経過措置を設けるとともに、関係住民への周知を図るべく必要な措置を講じ、伐採しようとする一般国民が不利益を被ることのないよう特に留意されたいこと。

4 「河川法の施行について」(昭和四十年六月二十九日建河発第二百四十五号各地方建設局長、北海道開発局長及び各都道府県知事あて河川局長通達) 記の4により、改正前の令第十五条の四第一項第二号に基づき軽易な行為を指定している都道府県知事は、当該指定の行為のうち今回の改正により許可を要しないことが明文化されたものを除くなど、指定の公示につき必要な変更を行う必要があること。

(No6-2)

に縦断的に繁茂する竹木群で、河岸の洗掘を抑制する機能

④ 護堤の開口部附近に繁茂する竹木群で、洪水時において護堤の不連続部分から河川外に流出する流水の流速の低減及び土砂の流出を抑制する機能

⑤ 取水口又は排水口の付近に繁茂する竹木群で、取水口又は排水口の前面に土砂が堆積することを抑制する機能及びお筋を維持することにより、取水又は排水の機能を維持する機能

(2) 許可を要する区域の選定に当たっては、竹木の有する上記①から⑤までの機能もたらす効果が堤防、河岸等の相当部分の及ぶなど、それらの機能によりもたらされる効果からみて河川管理上有意であると認められる区域を選定すること。

2 指定する区域を選定する場合の手順について

上記1に列記した治水上又は利水上の機能を有することが見込まれる竹木の存する区域を、既存の平面図、航空写真等を利用して選び出し、さらに位置、繁茂状況、堤防との位置関係等当該竹木の状況等を個別に確認した上で、指定することが必要な竹木の存する区域を選定すること。

3 指定する区域の公示について

竹木の伐採について許可を要する区域を指

定する場合には、改正後の河川法施行規則（昭和四十年建設省令第7号。以下「省令」という。）第十七条第二項により準用された省令第二条の河川区域の公示の方法に準じ、省令第一条各号（①市町村、大字、小字及び地番、②一定の地物、施設又は工作物、③平面図）の二以上により当該区域を明示して、建設大臣にあっては官報に、都道府県知事においてはその統轄する都道府県の公報に掲載して行うこととされたところであるが、その表示範囲が明確なものとなるよう公示すること。この場合、従来の河川区域の指定の場合の告示の方法と同様、許可を要する区域を平面図に明示して行う方法（指定しようとする区域を着色することにより範囲を明確に示す方法）が望ましいこと。

また、一級河川の指定区域外の区間においては、官報に掲載して公示することとされていることから、施行日に公示する必要がある区域について、別添二の様式に沿って、かつ、別添二のスケジュールに従って、河川局水政課を経由して官報報告主任（建設大臣官房文書課長）にその手続をとることを要請するよう準備等を進めること。

4 指定する区域を公示する期限及び経過措置

今回改正された政令の施行日に指定された河川区域内の土地においては、竹木の

伐採は許可を要しないこととなることから、明らかに治水上又は利水上の機能を有していると認められる竹木の存する区域の指定は改正された政令の施行日に公示する必要があること。

また、改正前の令第十五条の四第一項第二号により竹木の伐採について許可を要しない軽易な行為に指定している都道府県においては、許可を要する区域の指定が規制の強化になることにかんがみ、次のような経過措置を設けることが望ましいこと。

(経過措置)

この公示の施行の際現に権原に基づき、この公示により許可を要する区域として指定された区域内において竹木の伐採を行っている者は、従前と同様の条件により、当該行為について河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十五条の四第一項第四号の規定により許可を要しない軽易な行為として河川管理者が指定した行為を行っているものとみなす。

5 施行日以後の区域の指定、変更又は廃止について

今回改正された政令の施行日以後新たに上記1の選定基準に該当することとなったことにより指定が必要となった竹木の存する区域については、区域の指定に当たって周知期間を設ける、あるいは上記4のような経過措置

### ○河川法施行令の一部を改正する政令の運用について

平成六・七・八 建設省河治発五 建設省河治発五七  
 各地方建設局河川部長  
 北海道開発局建設部長  
 沖繩総合事務局長建設部長  
 各都道府県土木主管部長  
 河川局水政課長  
 河川局水政課長連座

河川法施行令の一部を改正する政令（平成六年政令第二百二十八号）及び河川法施行規則の一部を改正する省令（平成六年建設省令第二十一号）の施行については、「河川法施行令の七部を改正する政令の施行について」（平成六年七月八日建設省河治発第四号各地方建設局長、北海道開発局長、沖繩総合事務局長及び各都道府県知事あて河川局長連座）により通達したところであるが、その運用に当たっては、下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。

なお、関係事項を貴管下市町村に周知方取り計らわれたい。

記

一 取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除について（改正後の河川法施行令（昭和四十年政令第十四号。以下「令」という。）第十

五条の四第一項第二号関係

1 「取水施設」及び「排水施設」について  
 「取水施設」とは、河川から流水を取水する機能を有する施設を、「排水施設」とは河川へ水を排出する機能を有する施設をいうものであり、それらの機能を有するものであれば、それらの機能を果たすことを目的として設置されたものに限らないこと。

2 「土砂等」とは、土砂のほか、河川の流水の堆積作用により堆積した泥土、砂礫、樹木こみなどをいうものであること。

二 竹木の伐採について（令第十五条の四第一項第三号関係）

1 「竹木が現に有する治水上又は利水上の機能」とは、竹木の存する区域として河川管理者が指定する区域の選定基準について

(1) 竹木が現に有する治水上又は利水上の機能としては、次のような機能が考えられること。

① 堤防に接して洪水の流心方向に縦断的に繁茂する竹木群で、流速の低減又は水勢の緩和により堤体を保護する機能

② 無堤部等に繁茂する竹木群で、洪水時において河川区域外に流出する流水の流速の低減及び土砂の流出を抑制する機能

③ 掘込河道の河岸付近に洪水の流心方向

(No 6-2)

を設けるなどの措置を講じ当該区域を指定する必要があること。

一方、許可を要する区域として指定した後、事情の変更により指定しておく必要がなくなった場合には、速やかに当該指定を変更し、又は廃止すること。

6 指定した区域において竹木の伐採の許可申請がなされた場合の許可の基準について

竹木の伐採につき許可を要する区域として指定された区域については、それぞれ上記1に列記した機能が認められる竹木が存することから許可を要するものとされたものであるから、竹木の伐採に係る許可の申請に応じ、個別に当該申請に対する許可により竹木が伐採された場合のそれらの機能が減殺される程度を判断し、その機能が減殺したとしてもなお治水上又は利水上の支障が生じない場合には許可を行うこと。

なお、個別に判断する場合においては、個別の伐採行為に応じ、伐採前と伐採後のそれぞれの流速計算等を行い、その影響を考慮し判断すること。

(別添1) 竹木の伐採につき許可を要する区域の指定の公示の例

〇〇地方建設局公示

〇〇水系に係る指定区域外の一級河川について、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十五条の四第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、〇〇地方建設局及び同局〇〇工事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 年 月 日

〇〇地方建設局長 〇〇〇〇

次の図面(第一号から第〇号図まで)の緑色で着色した部分に該当する土地の区域  
(図面省略)

附 則

(施行期日)

1 この公示は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この公示の指定の現に権原に基づき、この公示により許可を要する区域として指定された区域内において竹木の伐採を行っている者は、従前と同様の条件により、当該行為について河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十五条の四第一項第四号の規定により許可を要しない軽易な行為として河川管理者が指定した行為を行っているものとみなす。

月 日	(別添2) 竹木の伐採につき許可を要する区域の指定のスケジュール
平成六年 七月 八日	河川法施行令の一部を改正する政令公布 河川法施行規則の一部を改正する省令公布
七月 中旬	改正内容の周知及び実態把握のための準備 個別の河川ごとに平面図や航空写真などを用いて竹木の分布状況などの実態を調査し、指定候補地を選定する。
八月 上旬	選定した指定候補地について、竹木の伐採による治水上又は利水上の影響を分析し、指定する区域を確定する。
八月 中旬	指定する区域及び関係図面の準備を行う。
八月三十一日	区域の指定の公示案を河川局水政課あてに送付する。
	区域の指定の公示案の河川局水政課あて送付の最終期限

月 日	(以 降)
十月 八日	河川法施行令の一部を改正する政令のうち第十五条の四の改正規定の施行
	区域の指定の公示の官報掲載が必要に応じ、同様の手順により区域を指定